

令和 4 年 第 10 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 4 年 10 月 7 日

柳川市農業委員会

第10回柳川市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年10月7日 午後2時00分～午後2時49分

場 所 大和庁舎 大会議室

出欠者 農業委員出席者 17名 欠席者 1名

議 題 議案第54号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第55号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第56号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第57号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. 農地改良行為届出書について

その他

農業委員

出席委員（17名）

2番 高田 一利
4番 吉丸 隆吉
6番 梶島 練二
8番 三小田 由勝
10番 田中 満義
12番 松藤 一利
14番 島添 茂樹
17番 阿志賀 一喜
19番 山田 善治

3番 亀崎 忠治
5番 古賀 勝次
7番 大淵 秀樹
9番 藤木 邦彦
11番 松藤 政義
13番 松藤 和彦
15番 河口 隆光
18番 鐘ヶ江 ゆき子

欠席委員（1名）

16番 園田 清美

推進委員

出席委員（18名）

龍 繁 樹
藤木 二三男
梶島 一晴
古賀 宏義
櫻木 利和
高口 勇晴
松藤 稔
原 壽利
吉開 健

藤吉利 広
亀崎 壽満
梅崎 直祝
野口 秀一
米田 秀俊
平川 貴大
浦 幸之助
三浦 榮一
江口 克子

欠席委員（1名）

鶴田 信行

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也
事務局次長 岡 本 斉 直
書 記 田 中 道 博

午後 2 時00分 開会

○事務局長（乗富和也君）

それでは、定刻になりましたので、第10回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。お願いします。着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、山田会長、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田善治君）

皆さんこんにちは。収穫の秋になりまして、台風14号が思いのほか弱かったので、「元気つくし」が少しは倒れましたが、収穫ができないことはなかったので、「元気つくし」は無事終わったと思います。今からまた、「ヒノヒカリ」は強いようですが、「実りつくし」が倒れたようになっています。あまり深雨がないといいがと思っております。

本日の出席委員17名、定足数であります。そしてまた、18名の推進委員の方に御出席していただいております。よって、ただいまから令和4年第10回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座って議案を朗読させていただきます。議案書を御覧ください。

令和4年

第10回柳川市農業委員会総会議案

議案第54号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第55号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第56号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第57号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
3. 農地改良行為届出書について

その他

令和4年10月7日提出

柳川市農業委員会会長 山田善治

以上です。

○議長（山田善治君）

今回提案しております案件は、議案第54号から議案第57号までの4件と報告3件であります。

本日の議事録署名委員に、2番高田一利委員、18番鐘ヶ江ゆき子委員を指名いたします。
早速議案の審議に入ります。

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

議案第54号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方同法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積42平米。自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,004平米、外3筆、合計4,680平米。小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局（岡本齊直君）

それでは、第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、経営縮小をする〇〇さんから、〇〇さんへ所有権移転・売買を行うための申請です。

〇〇さんは、下限面積を満たしませんが、その場所、面積、形状から見て、これに隣接する農地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認め、第3条の例外規定を適用するものです。

代金は、1筆で〇〇円。

申請番号2番は、母の〇〇さんから、子の〇〇さんへ所有権移転・贈与を行うための申請です。

以上、申請番号1番及び2番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第54号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第54号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の3ページを御覧ください。

議案第55号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積108平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、通路用地。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積322平米。申請人、〇〇、外1名。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積703平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、建売住宅。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積109平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、物置。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,900平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、貸資材置場。

○事務局（岡本齊直君）

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇さんが西側への通路を確保するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇さん、〇〇さんが、自己用住宅を建設するための申請です。

契約の種類は使用貸借権の設定。

申請番号3番は、譲受人、〇〇さんが、建売住宅2戸を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号4番は、譲受人、〇〇さんが、家庭菜園用の物置2棟を設置するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号5番は、譲受人、〇〇さんが、自らが取締役を務める会社へ貸し出す貸資材置場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番及び4番の農地区分は、1番は、用途地域内の第1種住居地域のため、4番は住宅等が連檐する区域のため、いずれも第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番及び3番の農地区分は、市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地のため、いずれも第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号5番は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第55号について、御意見、御質問はありませんか。はい、どうぞ。

○8番（三小田由勝君）

この議案書の5番が貸資材置場となっているでしょうが。この資材置場で何でもかんでも置くなら、ちょっとここは注意して許可を下ろしたがよくないかと思っていますが。資材というけど、何でもかんでも置いていいようになるから、結局、そういうふうな残土とか、そういうのはいけないと、何かそこら辺、条件をつけないと、また同じこんなのが出てくるだろうと思います。（「残土置場となりますかね」と呼ぶ者あり）条件か何かつけられないですかね、残土とか置いていけないとかそういう条件をつけられるか。資材というから、もう

何でもいいということになってしまう。

○事務局長（乗富和也君）

ただいま三小田委員さんのほうから、こういう資材置場のときは、後から結局何でもかんでも置くようなことにもなりかねんのじゃないかということでございます。

申請の段階で、土地の形状に合わせてどういうものをここにおおむね置きますという計画を申請の段階で添付してもらっております。それに対して、県のほうも審査をする中で最終的に許可というふうな流れでいくわけですけれども、当初の計画と著しく乖離するような場合も、そういう場合は当然こちらも転用者に対しては改善を求めていくというか、そういう動きは必要だろうと思っております。今回、申請で出ておりますところは、その土地の形状でいきますと、箇所図を御覧いただければと思いますが、南側と西側に道路がついた形になっておりまして、大体、おおむね真ん中を車両の通路として考えてありまして、形状から行きますと東側ですね。東寄りの北側におおむね残土を置きますと。その手前、南側の道路に近いほうに採石を置きますと。今度は、西側のところが、主に建築資材置場と山砂置場、それと駐車スペースを設けるというふうな計画になっております。

一応、今までもそうですけれども、こういうふうに前もって転用の申請、資材置場もそうですけれども、どういうものをどういうふうに配置をするのかという一応の計画までは添付をしてきていただいております。計画の段階と著しく異なる場合は当然、申請者に対しても注意というか、そういうところの動きは必要かなというふうに思っております。

以上です。

○8番（三小田由勝君）

じゃ、とにかく、もうそういうことのないように、二度と出ないようにしないとイケないので、注意していかないといけないじゃないですか。

○3番（亀崎忠治君）

いいですか。

○議長（山田善治君）

はい、どうぞ。

○3番（亀崎忠治君）

ちょっと継続質問ですけど、一応県の転用許可になるでしょうが。そしてこういった申請をしていて、許可の取消しとか発生してきますか。（「そうですね、完了報告出すならです

ね」と呼ぶ者あり)

○事務局長（乗富和也君）

一応、転用の申請を出されて、先ほど説明したような計画で現地を転用しますと。それで、許可が下りました。許可が下りたら、今度、最終的には現地の状況を写真つきで県のほうに報告するようになっております。写真つきで県のほうに報告したときに、あら、これは計画と全然違うじゃないですかとか、そこで1回、ちょっとという判断が行われます。計画どおりになった状態で県に写真つきの報告書を出して、それが、県のほうがこれでオーケーですということになって初めて、最終的に計画に対しての完了という扱いに現地のほうになっていきますので、一応そういうふうな流れで進んでいるというところでございます。

○推進委員（亀崎壽満君）

いいですか。

○議長（山田善治君）

はい。

○推進委員（亀崎壽満君）

今のに関連ですが、おっしゃったのが転用の許可に際しての現況確認、県のほうの判断だと思うんですが、転用して1年たって、先ほどおっしゃいましたように、計画と全く違うというような場合には、許可の取消し等があるんですかというお尋ねだと思うんですよ。あるんですか。

○事務局長（乗富和也君）

今の事務の流れでいきますと、計画をこういうふうにしました。そして、現場もしました。そして、県に対してもこれで100%計画どおり終わりましたということで、県のほうがそれを認めれば、じゃ、その後の動きというのは追跡していくシステムには今なっていないんですよ。

○推進委員（亀崎壽満君）

取消しはないということですね。

○事務局長（乗富和也君）

そうですね。（発言する者あり）

○推進委員（櫻木利和君）

隣の田んぼが承諾ありとしてあるでしょうが。お隣の農地が承諾ありと。そしたら、隣の

農地所有者に話しをしておかないと問題じゃないですか。

○事務局長（乗富和也君）

今、櫻木委員さんのほうがおっしゃってあるのが、今回、今御質問になっているこの場所のすぐ東側の田承諾ありというふうに記入をしております。これの意味は、ここを資材置場にするということについて、隣の人も承諾をしてあるという……

○推進委員（櫻木利和君）

うん、それはいいんですよ。図面を起こしてあるから。

○事務局長（乗富和也君）

ここが、書類申請のとき、大体、代書人さんがそこを取りまとめてこられるんですよ。それで、一応こちらサイドでどういうふうな、どこまでの説明をその隣の田んぼの所有者の方にされての承諾なのかというのが、ちょっと正直そこまで深く追っていない状況でございます。

○推進委員（原 壽利君）

すみません、ちょっといいですか。

○議長（山田善治君）

どうぞ。

○推進委員（原 壽利君）

東の田んぼは私が作っています。

これは来られたのが代書人さんじゃなくて地主さんが来られたんですよ。ここを売るから、その承諾をしてもらえんでしょうかということ。と言われて、地主さんが来られたからだめとは言われませんが。だから、私がたまたま横に作っているから、あと何年作るかわかりませんが。もしも皆さんが言われるとおりに残土を置いたりなんかして迷惑かけると農業委員会に申請して、それを取り上げてもらえますか。

○事務局長（乗富和也君）

一応、申請の段階で、いわゆる転用をされるほうから誓約書というのを付けてはいただくんですよ。当然周辺に迷惑をかけないようにしますというような文言も入った誓約書でございますので、何かしらでそういうことが発生してくれば、こちらも転用者の方にそういうことが起きておりますとか、話が来ておりますとかというのは当然返して、改善なりをしていただくことにはなると思います。

○推進委員（原 壽利君）

はい、分かりました。

○事務局長（乗富和也君）

すみません、先ほどから櫻木委員さんがおっしゃられた部分で、こちらもそういうふうな田んぼの転用する場所の隣の承諾については、きちっと説明はいただいているんでしょうねというふうなところも含めて、再度、もう少し突っ込んだ確認を行っていきたいというふうに思います。

○17番（阿志賀一喜君）

ちょっと追加ですが、いいですか。

○議長（山田善治君）

どうぞ。

○17番（阿志賀一喜君）

私はもしも計画段階まではよかったと。計画に問題があった場合、やはり何らかの罰則規定があれば恐らく守ると思うけど、今のところ罰則というのはあるんですか。計画どおりしていなかったら。やっぱりもう、なかなか最初はしていて、後はいいようにした者が勝ちのような感じだから。だから、やっぱり今後、県のほうにも、罰則規定か何かを設けるべきですよとか、そういう要望をしてください。お願いします。

○10番（田中満義君）

ちょっと私からですけど。

○議長（山田善治君）

どうぞ。

○10番（田中満義君）

いいですか。こういうのは前からいろいろありまして、1回、この農業委員会で保留するわけ。保留して、1回計画内容をはっきりしてもらって、きちっと、なぜできなかったか、理由を言って、例えば、農地から5メートル離れて埋め立てるならいいかもしれないですよ。条件を言って許可を出したら、案外、この埋め立てている人も考えるかもしれない。保留するといいと思う。

1回許可するなら、これは絶対もう山にしたのは絶対直しはしないですよ、今までの例で。そして後から、隣の人があんなにすることは思わなかったと、それはもう幾つか私が経験して

知っています。もう元に戻らないですもんね。先にきちっとしたほうが良いと思います。保留すれば反省されますよ、その埋める人は。

○議長（山田善治君）

こんなにいろいろ疑いとか疑問の声が出ているのに、もう一回よく調べて、その次はその次でまた出すことはできませんか。（発言する者あり）

それはもう資材という範囲がどこまでが資材で、私はその〇〇のあの泥も資材という資材でしょう。（発言する者あり）だから、そこをおかまいなしにしているから、三小田さんがあれはおかしいじゃないだろうかと言っておられるのと一つも変わらない。そんな不安があるから皆から質問が来ている。

○8番（三小田由勝君）

事務局が通達をしているそうだから、やっぱりその資材と産業廃棄物でしょうが、残土でしょうが。それをちょっとわきまえてもらわないと困る。そこをまた、事務局も通達をとにかく何回もしないといけないんじゃないですか。

○事務局長（乗富和也君）

すみません、ちょっと長くなっておりますけれども、申請をこういうふうに計画しますという書類を出してもらって締め切りがあって、今回かかっている案件も、事前に県のほうにもこういう計画というのは県に渡す書類も、一応は先に渡しているんですよ。そして、こういうふうな問題がないかというのを県サイドでも確認しながら、最終的に許可を出していく流れになっておりまして、委員さんがおっしゃるお気持ち、充分わかるんですけど、事務局としても、明確に、こうだから駄目ですよという、基準を相手に示す作業というのなかなか難しいところがありまして、そこら辺を県のほうと許可に当たっては十分、事務局と県のほうとすり合わせを行って、最終的に許可なのかという流れできておりまして、今、御意見をいろいろちょうだいいたしましたけれども、じゃ、今回ここはちゃんとこのとおりしますと言われると、今度は、何で農業委員会はでけんやったとですかと言われたときに非常に悩ましい、苦しいなというのも正直言って、ちょっとそういうところがあるのかなと思っています。

○10番（田中満義君）

ただ1つは、その〇〇の前が実際そういう山を作っているから、それを見せたらいいと思います。

○事務局長（乗富和也君）

〇〇のところは、先ほどから言っています、計画どおり100%終わりましたというところまでまだ行っていないんですよ。だから、こちらも、計画はこうなっているでしょうというところで、ちゃんと計画どおりに現場を終わってくださいよというのが、そこで言えたりはするんですけどね。

○議長（山田善治君）

農業委員会の罰則でどのぐらいまでだと容認するとか、新しい泥だと資材と認め、産廃、残土を持ってきたのはもう認めないとか、そういうふうな条例とかをつくられないですかね。

○事務局長（乗富和也君）

結局、これが転用関係とか含めてですが、農地法の制度で動いていきよるから、その辺ちょっと専門的に分かりませんが、法から仮に、法の範囲を飛び越えたときの（発言する者あり）

○議長（山田善治君）

ちょっと黙ってください。（発言する者あり）

○事務局長（乗富和也君）

じゃ、独自に柳川の農業委員会なりでこういうふうにもうちょっとしぼりをかけるような条例とかをつくれないうことにございます。当然、転用の許可申請も含めて農地法の制度上で動いておりますので、ここはちょっと専門的な話でいかないと分かりませんが、その法なり制度が示している範囲以外を独自にしぼりをかけれるかというところからちょっと話が必要にはなってくるのかなというふうにも思っておりますので。

実は、県のほうとしても、特にこの資材置場関係には最近注意して県のほうも許可の運びは行われているようでございます。なかなか悩ましいところもあるんですけども、こちらでも転用者、申請者に対して計画の実行というのを当然求めながら事務的には行っていききたいとは思っております。

ちょっとなかなか明確な説明ができませんが。

○議長（山田善治君）

事なかれ主義じゃいけませんよ。

○事務局長（乗富和也君）

だから、そこら辺を県のほうがどうしても許可権者になるので、十分、県の担当者とも事

前に話をすり合わせていく必要があると。……

○8番（三小田由勝君）

だから、今度から申請が出たとき、こういうふうな例を言って、細かく説明をして、申請に来られた人にはよく、こういうことがあっているから、こういった問題が出てくるからと言って、そして、そういうふうにしてもらわないなら、もうとにかく保留にしますよとか、許可下ろさないですよとか、そういうふうにちょっと強く言わないといけないじゃないですか。（発言する者あり）

○議長（山田善治君）

一応それなら、今度は、これは延ばしましょうか。

○17番（阿志賀一喜君）

いや、延ばす必要ありません。書類どおりできてきているから、ここは出さなければいけないようになっている。

○8番（三小田由勝君）

でも、この人はまじめにされるかもしれないじゃないですか。だから、それを延ばしたりするのがいけなかった。条件にはちゃんとそろっているから。転用後が問題。

○17番（阿志賀一喜君）

後の問題についてもやはり、局長、県ともよく協議をしてください。そして、審議に諮ってください。

○議長（山田善治君）

農業委員さん全部で反対されましたと言ったらいけませんか。

○8番（三小田由勝君）

だから、やっぱり説明をよく、最初るとき、申請のとき、よくこんな例があるからといってその申請者に言わなければいけない。（「分かりました」と呼ぶ者あり）そして、ぴしゃっとしてもらうしかないです。

○事務局長（乗富和也君）

先ほどからのいろいろ御意見を踏まえて、改めて今後、こういった特に資材置場の申請には、事務局も注意して、また、県のほうとも、こういう柳川での過去の事例みたいなものを含めて、転用者サイドにはしっかり計画を守っていただけるように心がけていきたいと思っております。

○議長（山田善治君）

いろいろ意見が出ましたが、賛成の方の挙手を求めます。

異議なしと認めた人は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

賛成多数であります。よって、議案第55号は、提案どおり承認することに決定します。

続きまして、議案第56号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

議案第56号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,604平米、外2筆。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,284平米、外1筆。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,174平米、外4筆。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,042平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積950平米、外4筆。申出人、〇〇。理由、離農のため。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番と2番は昭代地区、3番から5番は大和地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思っておりますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りします。

議案第56号の申請番号1番と2番は、推進委員の柁島一晴委員、梅崎直祝委員、古賀宏義委員、申請番号3番から5番は、高口勇晴委員、平川貴大委員、浦 幸之助委員、松藤 稔委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの7名を指名することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第56号については、先ほどの7名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第57号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

議案第57号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙の農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和4年10月11日

1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権移転。地目・田。農用地の利用内容、水田。面積41,386平米、筆数24筆。売り手6名、買い手5名。

続きまして、別紙の各筆明細を御覧ください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積1,173平米、外1筆、合計4,190平米。所有権を移転する者（売り手）、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和4年10月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会、本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇。氏名、〇〇、外8件です。

以上で今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（山田善治君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第57号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田善治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山田善治君）

ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第57号については、提案ど

おり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の6ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和4年8月25日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,174
平米、外4筆、合計4,778平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。備考、離作料なし（利用権
設定）。

外10件です。

続きまして、議案書の8ページを御覧ください。

報 告

農地中間管理機構に貸し付けるための解約（農地法第18条第6項の規定による通知書）

受理番号1番、受理月日、令和4年9月20日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,364
平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇、外13件です。

続きまして、9ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

農地中間管理機構に貸し付けるための解約（農地の使用貸借合意解約届出書）

受理番号1番、受理月日、令和4年9月20日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,

772平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。備考、解約日、令和4年10月31日。

外1件です。

続きまして、

報 告

3. 農地改良行為届出書について

下記農地について農地改良届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和4年8月29日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積733平米のうち245平米。届出者、〇〇。施行完了後の営農計画、令和5年7月から作付け。予定作物、大豆。

受理番号2番、受理月日、令和4年9月13日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積44平米。届出者、〇〇。施行完了後の営農計画、令和5年1月から作付け。予定作物、柿の木。

報告は以上です。

○議長（山田善治君）

以上で議案及び報告全てを終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（乗富和也君）

連絡事項は2点でございます。

1点目が、先ほどあっせん委員に指名されました推進委員の皆さんには、後ほど資料をお渡しします。よろしくお願いいたします。

それから2点目、次回、11月の総会でございます。

11月総会を11月10日木曜日の午後2時から、またこちらの大和庁舎で開催しますので、よろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○議長（山田善治君）

これをもちまして、令和4年第10回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後 2 時49分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年10月7日

柳川市農業委員会会長 山 田 善 治

会 議 録 署 名 委 員 高 田 一 利

〃 鐘ヶ江 ゆき子